

給与所得のほかに退職所得がある方の記載例(2) (特定役員退職手当等がある場合)

年末調整を受けていない給与所得のほかに特定役員退職手当等を含む退職所得がある場合

**手順1**  
11ページ参照

**手順2**  
12ページ参照

**手順3**  
18ページ参照

00 税務署長 平成 26 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B		FA0120
住所 00市△△町X-XX-X	フリガナ コクノイ タロウ	氏名 国税 太郎
生年月日 30.08.16	性別 男	年齢 36

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>収入金額等</td><td>事営業等</td><td>7</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>業農業</td><td>8</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>不動産</td><td>9</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>利子</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>配当</td><td>11</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>給与</td><td>12</td><td>1569000</td></tr> <tr><td></td><td>雑</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>公的年金等</td><td>14</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>その他</td><td>15</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>短期</td><td>16</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>長期</td><td>17</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>一時</td><td>18</td><td></td></tr> <tr><td>所得金額</td><td>事営業等</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>業農業</td><td>2</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>不動産</td><td>3</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>利子</td><td>4</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>配当</td><td>5</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>給与</td><td>6</td><td>919000</td></tr> <tr><td></td><td>雑</td><td>7</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>総合課税・一時の+</td><td>8</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>合計</td><td>9</td><td>919000</td></tr> <tr><td></td><td>雑損控除</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>医療費控除</td><td>11</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>社会保険料控除</td><td>12</td><td>1174851</td></tr> <tr><td></td><td>小規模企業共済等掛金控除</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>生命保険料控除</td><td>14</td><td>50000</td></tr> <tr><td></td><td>地震保険料控除</td><td>15</td><td>21000</td></tr> <tr><td></td><td>寄附金控除</td><td>16</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>寡婦・寡夫控除</td><td>17</td><td>0000</td></tr> <tr><td></td><td>勤労学生・障害者控除</td><td>18</td><td>0000</td></tr> <tr><td></td><td>配偶者(特別)控除</td><td>19</td><td>380000</td></tr> <tr><td></td><td>扶養控除</td><td>20</td><td>380000</td></tr> <tr><td></td><td>基礎控除</td><td>21</td><td>380000</td></tr> <tr><td></td><td>合計</td><td>22</td><td>2385851</td></tr> </table>	収入金額等	事営業等	7			業農業	8			不動産	9			利子	10			配当	11			給与	12	1569000		雑	13			公的年金等	14			その他	15			短期	16			長期	17			一時	18		所得金額	事営業等	1			業農業	2			不動産	3			利子	4			配当	5			給与	6	919000		雑	7			総合課税・一時の+	8			合計	9	919000		雑損控除	10			医療費控除	11			社会保険料控除	12	1174851		小規模企業共済等掛金控除	13			生命保険料控除	14	50000		地震保険料控除	15	21000		寄附金控除	16			寡婦・寡夫控除	17	0000		勤労学生・障害者控除	18	0000		配偶者(特別)控除	19	380000		扶養控除	20	380000		基礎控除	21	380000		合計	22	2385851	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>課税される所得金額</td><td>23</td><td>000</td></tr> <tr><td>①-②)又は第三表上の命に対する税額又は第三表の命</td><td>24</td><td>3540390</td></tr> <tr><td>配当控除</td><td>25</td><td></td></tr> <tr><td>③-④)</td><td>26</td><td></td></tr> <tr><td>【特定増改築等】区内住宅借入金等特別控除</td><td>27</td><td></td></tr> <tr><td>⑤-⑥)</td><td>28</td><td></td></tr> <tr><td>政党等寄附金等特別控除</td><td>29</td><td></td></tr> <tr><td>⑦-⑧)</td><td>30</td><td></td></tr> <tr><td>【特定増改築等】区内住宅借入金等特別控除</td><td>31</td><td></td></tr> <tr><td>⑨-⑩)</td><td>32</td><td></td></tr> <tr><td>災害減免額</td><td>33</td><td></td></tr> <tr><td>⑪-⑫)</td><td>34</td><td></td></tr> <tr><td>復興特別所得税額</td><td>35</td><td>74348</td></tr> <tr><td>所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額(第1欄の1-2)×15%</td><td>36</td><td>3540390</td></tr> <tr><td>⑬-⑭)</td><td>37</td><td></td></tr> <tr><td>外国税額控除</td><td>38</td><td></td></tr> <tr><td>⑮-⑯)</td><td>39</td><td></td></tr> <tr><td>所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額</td><td>40</td><td>3540390</td></tr> <tr><td>⑰-⑱)</td><td>41</td><td></td></tr> <tr><td>所得税及び復興特別所得税の申告納税額</td><td>42</td><td>3614738</td></tr> <tr><td>⑲-⑳)</td><td>43</td><td></td></tr> <tr><td>所得税及び復興特別所得税の予定納税額(第1欄の1-2)×15%</td><td>44</td><td>4150144</td></tr> <tr><td>⑳-㉑)</td><td>45</td><td></td></tr> <tr><td>所得税及び復興特別所得税の納める税金</td><td>46</td><td>4335406</td></tr> <tr><td>㉑-㉒)</td><td>47</td><td></td></tr> <tr><td>納付した税金</td><td>48</td><td>00</td></tr> <tr><td>⑳-㉑)</td><td>49</td><td>535406</td></tr> <tr><td>配偶者の合計所得金額</td><td>50</td><td></td></tr> <tr><td>専従者給与(控除)額の合計額</td><td>51</td><td></td></tr> <tr><td>青色申告特別控除額</td><td>52</td><td></td></tr> <tr><td>⑳-㉑)×10%×100万円(控除)の合計額</td><td>53</td><td>4109014</td></tr> <tr><td>未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額</td><td>54</td><td></td></tr> <tr><td>⑳-㉑)</td><td>55</td><td></td></tr> <tr><td>本年分で差し引く繰越損失額</td><td>56</td><td></td></tr> <tr><td>平均課税対象金額</td><td>57</td><td></td></tr> <tr><td>変動一時所得金額</td><td>58</td><td></td></tr> <tr><td>申告期限までに納付した金額</td><td>59</td><td>00</td></tr> <tr><td>延納額</td><td>60</td><td>0000</td></tr> </table>	課税される所得金額	23	000	①-②)又は第三表上の命に対する税額又は第三表の命	24	3540390	配当控除	25		③-④)	26		【特定増改築等】区内住宅借入金等特別控除	27		⑤-⑥)	28		政党等寄附金等特別控除	29		⑦-⑧)	30		【特定増改築等】区内住宅借入金等特別控除	31		⑨-⑩)	32		災害減免額	33		⑪-⑫)	34		復興特別所得税額	35	74348	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額(第1欄の1-2)×15%	36	3540390	⑬-⑭)	37		外国税額控除	38		⑮-⑯)	39		所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	40	3540390	⑰-⑱)	41		所得税及び復興特別所得税の申告納税額	42	3614738	⑲-⑳)	43		所得税及び復興特別所得税の予定納税額(第1欄の1-2)×15%	44	4150144	⑳-㉑)	45		所得税及び復興特別所得税の納める税金	46	4335406	㉑-㉒)	47		納付した税金	48	00	⑳-㉑)	49	535406	配偶者の合計所得金額	50		専従者給与(控除)額の合計額	51		青色申告特別控除額	52		⑳-㉑)×10%×100万円(控除)の合計額	53	4109014	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	54		⑳-㉑)	55		本年分で差し引く繰越損失額	56		平均課税対象金額	57		変動一時所得金額	58		申告期限までに納付した金額	59	00	延納額	60	0000
収入金額等	事営業等	7																																																																																																																																																																																																																																																									
	業農業	8																																																																																																																																																																																																																																																									
	不動産	9																																																																																																																																																																																																																																																									
	利子	10																																																																																																																																																																																																																																																									
	配当	11																																																																																																																																																																																																																																																									
	給与	12	1569000																																																																																																																																																																																																																																																								
	雑	13																																																																																																																																																																																																																																																									
	公的年金等	14																																																																																																																																																																																																																																																									
	その他	15																																																																																																																																																																																																																																																									
	短期	16																																																																																																																																																																																																																																																									
	長期	17																																																																																																																																																																																																																																																									
	一時	18																																																																																																																																																																																																																																																									
所得金額	事営業等	1																																																																																																																																																																																																																																																									
	業農業	2																																																																																																																																																																																																																																																									
	不動産	3																																																																																																																																																																																																																																																									
	利子	4																																																																																																																																																																																																																																																									
	配当	5																																																																																																																																																																																																																																																									
	給与	6	919000																																																																																																																																																																																																																																																								
	雑	7																																																																																																																																																																																																																																																									
	総合課税・一時の+	8																																																																																																																																																																																																																																																									
	合計	9	919000																																																																																																																																																																																																																																																								
	雑損控除	10																																																																																																																																																																																																																																																									
	医療費控除	11																																																																																																																																																																																																																																																									
	社会保険料控除	12	1174851																																																																																																																																																																																																																																																								
	小規模企業共済等掛金控除	13																																																																																																																																																																																																																																																									
	生命保険料控除	14	50000																																																																																																																																																																																																																																																								
	地震保険料控除	15	21000																																																																																																																																																																																																																																																								
	寄附金控除	16																																																																																																																																																																																																																																																									
	寡婦・寡夫控除	17	0000																																																																																																																																																																																																																																																								
	勤労学生・障害者控除	18	0000																																																																																																																																																																																																																																																								
	配偶者(特別)控除	19	380000																																																																																																																																																																																																																																																								
	扶養控除	20	380000																																																																																																																																																																																																																																																								
	基礎控除	21	380000																																																																																																																																																																																																																																																								
	合計	22	2385851																																																																																																																																																																																																																																																								
課税される所得金額	23	000																																																																																																																																																																																																																																																									
①-②)又は第三表上の命に対する税額又は第三表の命	24	3540390																																																																																																																																																																																																																																																									
配当控除	25																																																																																																																																																																																																																																																										
③-④)	26																																																																																																																																																																																																																																																										
【特定増改築等】区内住宅借入金等特別控除	27																																																																																																																																																																																																																																																										
⑤-⑥)	28																																																																																																																																																																																																																																																										
政党等寄附金等特別控除	29																																																																																																																																																																																																																																																										
⑦-⑧)	30																																																																																																																																																																																																																																																										
【特定増改築等】区内住宅借入金等特別控除	31																																																																																																																																																																																																																																																										
⑨-⑩)	32																																																																																																																																																																																																																																																										
災害減免額	33																																																																																																																																																																																																																																																										
⑪-⑫)	34																																																																																																																																																																																																																																																										
復興特別所得税額	35	74348																																																																																																																																																																																																																																																									
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額(第1欄の1-2)×15%	36	3540390																																																																																																																																																																																																																																																									
⑬-⑭)	37																																																																																																																																																																																																																																																										
外国税額控除	38																																																																																																																																																																																																																																																										
⑮-⑯)	39																																																																																																																																																																																																																																																										
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	40	3540390																																																																																																																																																																																																																																																									
⑰-⑱)	41																																																																																																																																																																																																																																																										
所得税及び復興特別所得税の申告納税額	42	3614738																																																																																																																																																																																																																																																									
⑲-⑳)	43																																																																																																																																																																																																																																																										
所得税及び復興特別所得税の予定納税額(第1欄の1-2)×15%	44	4150144																																																																																																																																																																																																																																																									
⑳-㉑)	45																																																																																																																																																																																																																																																										
所得税及び復興特別所得税の納める税金	46	4335406																																																																																																																																																																																																																																																									
㉑-㉒)	47																																																																																																																																																																																																																																																										
納付した税金	48	00																																																																																																																																																																																																																																																									
⑳-㉑)	49	535406																																																																																																																																																																																																																																																									
配偶者の合計所得金額	50																																																																																																																																																																																																																																																										
専従者給与(控除)額の合計額	51																																																																																																																																																																																																																																																										
青色申告特別控除額	52																																																																																																																																																																																																																																																										
⑳-㉑)×10%×100万円(控除)の合計額	53	4109014																																																																																																																																																																																																																																																									
未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	54																																																																																																																																																																																																																																																										
⑳-㉑)	55																																																																																																																																																																																																																																																										
本年分で差し引く繰越損失額	56																																																																																																																																																																																																																																																										
平均課税対象金額	57																																																																																																																																																																																																																																																										
変動一時所得金額	58																																																																																																																																																																																																																																																										
申告期限までに納付した金額	59	00																																																																																																																																																																																																																																																									
延納額	60	0000																																																																																																																																																																																																																																																									

**手順4**  
27ページ参照

**手順5**  
31ページ参照

○ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。

○ 申告書は、ボールペンで、強く記入します。

○ 申告書の該当する箇所は必ず記入します。

○ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。

○ この記載例では、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを示しています。詳細については、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」を参照してください。


● マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中にいねいに記入してください。

● 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。


● 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

**記入例①**


縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる



**記入例②**



**記入例③**



【ご注意】

- ◎ 支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票(原本)」や「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票(原本)」を添付書類台紙に貼って提出しなければなりません。
- ◎ 退職所得以外の各種の所得金額の合計額が2,000万円を超える方は、平成26年12月31日現在の財産の種類や数量、価額、債務の金額などの明細を記載した「財産及び債務の明細書」を申告書と一緒に提出する必要があります。

(参考)「給与所得の源泉徴収票」

平成26年分 給与所得の源泉徴収票											
支払を受ける者		住所又は居所		氏名		性別		生年月日		職名	
〇〇市△△町×-××-×		〇〇市△△町×-××-×		氏名		性別		生年月日		職名	
〇〇産業株式会社		〇〇産業株式会社		氏名		性別		生年月日		職名	
支取金額		源泉徴収税額		特別徴収税額		市町村民税		道府県民税		合計	
35,000,000		4,109,014		1,011,000		674,000				41,194,014	
給与・賞与		退職金		退職一時金		退職給付金		退職給付金		退職給付金	
15,690,000		15,000,000		4,109,014		1,011,000		674,000		41,194,014	

(参考)「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」

平成26年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票											
支払を受ける者		住所又は居所		氏名		性別		生年月日		職名	
〇〇市△△町×-××-×		〇〇市△△町×-××-×		氏名		性別		生年月日		職名	
〇〇産業株式会社		〇〇産業株式会社		氏名		性別		生年月日		職名	
支取金額		源泉徴収税額		特別徴収税額		市町村民税		道府県民税		合計	
35,000,000		4,109,014		1,011,000		674,000				41,194,014	
退職所得控除額		勤続年数		就職年月日		退職年月日					
1010		23		3年4月1日		26年3月31日					
(概要) 特定 支払金額 10,000,000円		勤続年数 3年(平23.4.1~平26.3.31)									
支払者		住所(居所)又は所在地		氏名又は名称		性別		生年月日		職名	
〇〇産業株式会社		〇〇区〇〇×-×-×		氏名又は名称		性別		生年月日		職名	
〇〇産業株式会社		〇〇産業株式会社		氏名又は名称		性別		生年月日		職名	

手順1  
11ページ参照

手順2  
14ページ参照

30ページ参照

手順6  
32ページ参照

平成26年分の所得税及びの確定申告書B

住所 〇〇市△△町×-××-×

氏名 国税太郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
給与	〇〇産業株式会社	15,690,000	41,180
退職	〇〇産業株式会社	15,000,000	4,109,014
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計		4,150,194	

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など	損害金額	保険金などで補填される額	雑損控除の金額

⑪ 医療控除

支払医療費	保険金などで補填される金額	医療控除の金額

⑫ 社会保険料控除

社会保険の種類	支払保険料	社会保険料控除の金額
国民年金	456,890	456,890
国民健康保険	428,508	428,508
国民年金	456,890	456,890
合計	1,174,857	1,174,857

⑬ 新生命保険料の計

新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	102,000

⑭ 生計維持控除

新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計

⑮ 配偶者特別控除

配偶者の氏名	生年月日	配偶者特別控除の金額
国税良子	2011.11.28	38
国税一郎	2010.2.16	38
合計		76

⑯ 扶養控除

扶養者の氏名	生年月日	扶養控除の金額

⑰ 事業専従者に関する事項

氏名	従事月数・程度	専従者給与(控除額)

⑱ 住民税・事業税に関する事項

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所

⑳ 非課税所得など

非課税所得の種類	金額

第二表 平成二十六年分以降適用(第二表は、源泉徴収票を添付して提出してください。源泉徴収票、国民年金保険料、国民健康保険料の支払明細書も添付してください。)

手順3  
18ページ参照

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際と異なる場合があります。

◎ 申告書第三表(分離課税)を提出する方は、**第三表とともに、申告書B第一表及び第二表も必ず一緒に提出してください。**

平成 **26** 年分の **所得税及び復興特別所得税の確定申告書** (分離課税用) FA0034

第三表 (平成二十五年分以降用) ◎第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

番号  一連番号

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

住所 **〇〇市△△町X-XX-X**  
氏名 **国税 太郎**

特例適用条文

法	条	項	号
所法	所法	所法	所法
所法	所法	所法	所法
所法	所法	所法	所法

(単位は円)

収入 課税 額	短期譲渡	一般分 ㉔			
		軽減分 ㉕			
	長期譲渡	一般分 ㉖			
		特定分 ㉗			
	株式等の譲渡	未公開分 ㉘			
		上場分 ㉙			
		上場株式等の配当	㉚		
		先物取引 ㉛			
	山林	㉜			
	退職	㉝	1,500,000	000	00
所得 課税 額	短期譲渡	一般分 ㉞			
		軽減分 ㉟			
	長期譲渡	一般分 ㊱			
		特定分 ㊲			
	株式等の譲渡	未公開分 ㊳			
		上場分 ㊴			
		上場株式等の配当	㊵		
		先物取引 ㊶			
	山林	㊷			
	退職	㊸	1,685,000	000	00
税金 の 計算 額	総合課税の合計額 (申告書B第一表の23)	㊹	9,190,000	000	00
	所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の25)	㊺	2,385,851		
	㊻ 対応分	㊻		000	00
	㊼ 対応分	㊼		000	00
	㊽ 対応分	㊽		000	00
	㊾ 対応分	㊾		000	00
	㊿ 対応分	㊿		000	00
	① 対応分	①		000	00
	② 対応分	②		000	00
	③ 対応分	③	1,538,300	000	00

①から⑥までの合計 (申告書B第一表の26に転記)	㉞	3,540,390	000
⑦から⑩までの合計 (申告書B第一表の27に転記)	㉟	3,540,390	000
株式等 配当 先物取引	㊿		
⑪から⑬までの合計 (申告書B第一表の28に転記)	㊿		
⑭から⑯までの合計 (申告書B第一表の29に転記)	㊿		
⑰から⑱までの合計 (申告書B第一表の30に転記)	㊿		
⑲から㉑までの合計 (申告書B第一表の31に転記)	㊿		

◎ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
合計 ㉚				

◎ 分離課税の上場株式等の配当所得に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額	負債の利子	差引金額
	円	円	円

◎ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
〇〇産業株式会社	10,000,000円 3,500,000	1,200,000円 10,100,000

整理欄

A	B	C	申告等年月日		
D	E	F	通算		
取得期間	資産	入力	申告区分		

◎この申告書は、二枚目が控用(複写式)となっています。